

【久根別駅前団地】

簡易ガス料金規定

2017年4月1日実施

(平成29年4月1日実施)

北海道ガス株式会社

目 次

内容

1. 適用.....	1
2. 料金規定の変更.....	1
3. その他.....	1
付 則.....	1
1. 料金規定の実施期日.....	1
（別表第1）.....	2
（別表第2）.....	2

1. 適用

- (1) この簡易ガス料金規定（以下「料金規定」といいます。）は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (2) この料金規定は、当社の簡易ガス供給約款と併せて適用いたします。

2. 料金規定の変更

- (1) 当社は、この料金規定の変更を必要と判断した場合、この料金規定を変更することがあります。
この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金規定によります。
- (2) この料金規定を変更する場合の手続きは、簡易ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. その他

その他の事項については、簡易ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 料金規定の実施期日

この料金規定は、2017年4月1日（平成29年4月1日）から実施いたします。

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 久根別駅前団地

供給地点	
北斗市久根別3丁目	15番1～8
	16番1～19
	17番1～5、6(1～2)、7(1～6)、8～14
	20番1～8
	21番1～10
	22番1～4
北斗市久根別4丁目	29番1～5
	30番1～8
	33番1～3、4(1～2)、5～12
	34番1～23
	35番1～4、5(1～6)、6～14
	37番1～7
	38番1～13
	39番1～15
	40番1～16
	41番1～15
	42番1、2(1～2)、3～10

供給地点数 214

(別表第2)

適用する料金表 【久根別駅前団地】

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,047.60円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	424.86円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,566.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	360.06円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,510.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	295.26円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。